

令和4年第4回砂川市議会定例会

令和4年12月7日（水曜日）第3号

○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 2号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第15号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 令和4年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 4 報告第 2号 監査報告
- 報告第 3号 例月出納検査報告
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 沢 田 広 志 君
- 日程第 2 議案第 2号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第15号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 令和4年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 4 報告第 2号 監査報告
- 報告第 3号 例月出納検査報告

○出席議員（12名）

議長 水島美喜子君
議員 中道博武君
佐々木政幸君
飯澤明彦君
北谷文夫君
辻 勲君

副議長 増山裕司君
議員 多比良和伸君
武田真君
増井浩一君
沢田広志君
小黒弘君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長
砂川市教育委員会教育長
砂川市監査委員
砂川市選挙管理委員会委員長
砂川市農業委員会会長

善岡雅文
高橋 豊
栗井久司
信太英樹
関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長
病院事業管理者
総務部長
兼会計管理者
総務部審議監
市民部長
保健福祉部長
経済部長
経済部審議監
建設部長
病院事務局長
病院事務局次長
病院事務局審議監
総務課長
政策調整課長

湯浅克己
平林高之
井上 守
安原雄二
河原希之
安田 貢
中村一久
東 正人
近藤恭史
朝日紀博
山田 基
渋谷和彦
板垣喬博
玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長 峯 田 和 興
指 導 参 事 小 林 晃 彦
教 育 委 員 会 技 監 徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 山 形 譲

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 井 上 守

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 一 久

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 為 国 修 一

事 務 局 次 長 川 端 幸 人

事 務 局 主 幹 斉 藤 亜 希 子

事 務 局 係 長 野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。
沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に従いまして大きく1点でありますけれども、一般質問をさせていただきます。

大きな1点ということで、砂川市の健康づくりについてでございます。（1）として、健康すながわ21（第2次）でありますけれども、それと砂川市国民健康保険第2期保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画であります。その実施期間も令和5年度で終了となり、引き続き新たな計画策定への取組が来年度行われると承知しております。しかしながら、中間評価後、新型コロナウイルス感染症が発生し、感染拡大が要因の一つとして国保特定健診の受診率が減少傾向となっており、策定に当たり大きく影響が出ると思われませんが、以下について伺います。

①影響についてどのように捉えているのかについて。

②計画数値目標が設定されているが、進捗状況についてであります。

続いて、（2）令和元年の市の死亡原因の第1位に悪性新生物、第2位に心疾患となっております。特に悪性新生物は、がんのことであり、肺や胃、大腸など多様な種類があります。市では、健診による早期発見、治療へつなげていくためにがん検診を実施しておりますが、死亡者数減少に向けた取組について伺います。

最後に、（3）健康づくりの見える化について、市は健診受診者へ健康づくりの見える化として国保特定健診の健診結果表での数値やグラフ表示、すながわ健康ポイント事業などの取組を行っているが、さらなる見える化へどのような取組をされていくのかを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 大きな1、砂川市の健康づくりについてご答弁申し上げます。

初めに、（1）の①国保特定健診の受診率が減少傾向となったことによる計画策定への影響についてであります。当市の健康増進計画である第2次健康すながわ21及び砂川市国民健康保険第2期保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画は、いずれも計画期

間が令和5年度までであり、健康寿命の延伸などの目的を達成するために生活習慣病予防、重症化予防について重点的に取り組むことを明記しております。市民の皆さんに生活習慣病予防などを実践していただくためには、個々の健康課題や健康状態に応じた保健指導を実施する必要があり、その入り口となる特定健診の受診率を向上させることが極めて重要であると考えているところであります。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年6月には集団健診を中止したこと、健診対象者に受診控えの傾向が見られること、受診勧奨や治療中のデータ提供を依頼する訪問時間の確保が困難な状況が続いたことなどから、結果的に特定健診の受診率は令和元年度の54.7%に対し、2年度は51.7%、3年度も48.3%と低下している状況にあります。健診受診率の低下に伴い、被保険者に対する保健指導の機会が減少するなど、新型コロナウイルスの長期にわたる感染拡大は現在の各計画の目標達成に大きな影響を与えているものと考えており、その結果をベースとする令和6年度からの次期計画における目標値設定等についても影響が及ぶものと考えております。

次に、(1)の②計画数値目標の進捗状況についてであります。特定健診受診率は目標値の60%には届かず、特定健診指導実施率も70%の目標値に対して、令和元年度は78.2%でありましたが、2年度は67.2%にとどまっております。また、減少傾向を目指す高血圧者の割合は、基準値である平成22年度より改善傾向が見られるものの、糖尿病患者に関わる項目では基準値よりも悪化している数値もあり、領域により課題が残されているところであります。

次に、(2)がんによる死亡者数減少へ向けた取組についてであります。市では平成28年にがん対策推進条例を制定するなど、がんの予防及び早期発見などに向けた取組を進めてきております。早期発見、早期治療を目指すがん検診についても、コロナ禍において受診率が低下傾向にありますが、その中でも令和3年度には検診を受けられた方で肺がん1件、大腸がん3件、子宮がん1件、乳がん2件が発見され、早期治療に結びついたところであり、引き続き各種がん検診の受診率向上に向けた取組に努めてまいりたいと考えております。また、平成29年度から開始した市内小学校におけるがん教育を令和元年度から中学校においても実施しており、子供の頃からがんに対する正しい知識を身につける大切さを児童生徒に伝えております。同じく29年度から胃がんの予防として中学2年生を対象としたピロリ菌検査等助成事業を開始しており、若い世代からのがん予防対策にも取り組んでいるところであります。

次に、(3)健康づくりの見える化についてであります。市では国保特定健診や後期高齢者健診の結果説明において、健診項目の意味や変化が分かりやすい経年表や数値をグラフ化し、受診者本人が自分の身体の中の状況を理解できるよう資料を工夫するなど見える化に取り組んでおります。また、特定健診の結果を基に2次検査として血管の動脈硬化を調べる頸部エコー検査や血糖値とインスリンの状況を調べる糖負荷試験を実施しており、

これらの結果説明の際にも身体の状態をイメージできるよう資料を見える化して説明しているところでもあります。さらなる見える化への取組につきましては、現在国において令和6年度からのデータヘルス計画の策定に当たり、見える化の推進として特定保健指導における対象者の特性に応じた質の高い保健指導を還元していくことについても検討されているところであり、国の動向も踏まえながら今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、1回目の質問に対して答弁をいただいたところでもあります。ある部分では細かく数字もあったものですから、答弁をいただいたのかと思っております。そういったことをお話をいただきましたので、それでは（1）（2）（3）とありますので、順序に従って質問をしてみたいと思います。

まずは今回の健康すながわ21、いわゆるデータヘルス計画も令和6年度からということで、ある部分では来年、令和5年度で策定は進められていくのかということで今回聞かさせていただいています。先ほど1回目の質問の中でもお話をさせていただきましたけれども、中間評価といった部分のその時期を含めたら、新型コロナウイルスの影響を受けて市民の国保特定健診やがん検診の受診率、今ほど答弁をいただいた中で低下しているということを報告もいただいたところでもあります。私も毎年発行されている市の保健活動資料を見させていただいておりますので、これは令和3年度の業務報告とか令和4年度の業務計画ということでも掲載もされておりますので、そういったところを見る中でも結構数字的には右肩下がりなのだなということを感じさせていただいたところでもあります。

そういったことから、ちょうど一月前になりますけれども、旭川の近くの旭川空港のある東神楽町、ここは健康づくりで、特に見える化を含めながら積極的に取り組んでいる町でもありますし、さらに日本海に面しております増毛町にも視察ということで久しぶりにお伺いさせていただき、それぞれ取組を聞かせていただいたところでもあります。取組を聞いた中で私も刺激を受けた部分もありまして、いま一度健康づくりについて今回一般質問をさせていただいているところでもあります。特に増毛町に際しては、国保特定健診受診率65%を超えていたわけでありましてけれども、増毛町にお伺いして現状をお聞きすると、令和3年度においては57.5%ということで右肩下がりになっている。それは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴ってといったところを担当の方からお話をいただいたところであり、さらには保健師の皆さんにおいてはワクチン接種などで業務が多忙となっており、なおかつコロナ禍で家庭訪問がしづらい、家庭訪問をやろうとしても難しいといったところがあったという話をいただき、そういった部分で砂川市の保健活動も含めながら、照らし合わせながら、私もいま一度考えてみたところでもあります。そういったことから含めて、今ほど答弁もいただきましたので、2つ目の質問といたしましては、特定健診の受診は生活習慣病の予防や重症化の予防につながっていく大切な入り口であるという答弁も

いただいております。現状として新型コロナウイルスの影響を受けて受診率が低下しているわけでありますが、市としてその状況も踏まえて対策を講じられているのではないかと私は思っているのですが、どのような取組を行っているのか、まずはこの辺を聞かせていただきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 特定健診の受診率向上対策でございますけれども、例えば集団健診の勧奨はがきをお送りする際には、対象者の方皆さん同じ文という形ではなくて、その方の過去の受診状況に応じた数種類の勧奨文のパターンを用意いたしまして、その方に合った内容でお知らせをしていくと。また、受診の予定日をあらかじめ指定した上でご案内するといった受けやすい環境づくりに取り組んでおります。コロナ禍ということで、データの提供を依頼するために保健師が家庭訪問するといったことにも取り組んでいるのですが、なかなか時間の確保は難しいところで、コロナ禍以前の受診状況にまでは回復しておりませんが、その中でも例えばワクチン接種会場で来所された方に、そういった直接お会いする機会にデータ提供をお願いすると、そういった取組も行っているところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私も思うところと同じような形でお話をいただいているのかと思っております。確かにこのコロナ禍の中で人と接するということが非常に難しいことであったと私自身も感じながら、担当されている職員の皆さんもそういったことの中で活動を何とかしようといったことがあったのかと思っております。いろいろな方法を取りながらやられてきたということでは分かりました。

私は（１）について①と②ということで目標値の計画数値目標といった部分の進捗状況も聞かせていただいておりますので、受診率は全体的に右肩下がりですよということと、さらに特定健診指導実施率といったことも、令和元年度では70%を超えた78.2%ほどあったという答弁もありましたので、ただ残念ながらコロナ禍、要するに感染が拡大するに当たり、2年度では67.2%にとどまってしまっているということは右肩下がりになってしまった。ですから、数値自体がこのような形で減少傾向にあるということも改めて実感をさせていただいております。

それで、私がどうしても気になる点は、次の計画を策定するに当たっては、今現在取り組んでいる、例えば特定健診の受診実績が恐らくベースになってくると思うのです。ただ、減少傾向であるということは非常に厳しい状況であると思っておりますので、そうなると計画を策定するに当たって今やっていることを現状分析しながら、受診者数と受診率が高ければ高いほど、その必要とする母体数が多くなるのですけれども、残念ながら増える要素がないといったことを考えると、今現在のある健康すながわ21とかデータヘルス計画の関係の目標値というのは、その前のときのデータを含めながら目標設定されていたのかと思

っています。ですが、今後つくられるものについては、その目標値の設定に当たっては基準値が低くなっていくのではないかと私は考えるのですが、そのような前提で今後の次期の計画を策定することとなるのかどうか、その考え方について聞かせていただきたいと思っています。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ただいま議員ご指摘のとおり、例えば健康すながわ21の現行計画でありましたら、平成22年度の数値が基準値となっておりますので、次期計画に向けましては現在の低い数値がそのまま基準値となるかどうか。この点につきましては、健康すながわ21に関しましても、データヘルスに関しましても、国がそれぞれ健康日本21ですとかデータヘルス計画策定の手引といった、国が総体的な方針を示すこととなっておりますので、その中でどのような方針が示されるのか、そういったことも含めて次期計画の策定、基準値の設定に当たってまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 国の関係する部分があるということなので、私も見させていただくと、データヘルス計画も手引書の関係が今作成されつつあるということも載っていましたので、ある部分では国の下で手引があって、そしてそれは都道府県、さらには市町村といったことになってくるのかと思っていますし、また先ほど私お話をさせていただきましたように、増毛町にお伺いさせていただいたときに、健康づくりというのは地域性があるのだと改めて感じさせていただきました。何となくこんな感じかなと思ったことが、このまちにはこういったいろいろな特徴のものがある、それがこういうことに、例えば予防につなげていかなければいけないといった現状が出てきたということで、まさに今回の次期計画というのは、残念ながらコロナ禍の影響で受診率と受診者数が減少してはいるけれども、その中で何とか砂川市民の皆さんの健康の予防につながるようなというのが計画の在り方なのかと思っていますので、この辺は国の絡みも含めながら、出来上がってきた時点で令和6年度に実施されるであろう、それぞれの計画についてしっかりとやっていただきたいということで、これについては話をさせていただきただけで終わりたいと思います。

続いてなのですが、悪性新生物、がんの関係ということで答弁もいただきました。それぞれ取組についてもお話をいただいたところであります。そこで、さかのぼってみますと、先ほど答弁の中にもありましたが、平成28年に砂川市のがん対策推進条例が制定されて、平成29年4月1日から施行されたといったことでありまして、改めてこの条例を見させていただくと、その中には市民の役割もしっかりと規定されていて、例えば正しい知識とか予防及び積極的な検診受診をしましょうといったことが載ってありました。ですから、せっかくがん対策推進条例、がんの患者さんが増えつつある、またどうしても死亡原因の1位にあるといったことから出来上がってきたのかと思っておりますので、ただ残念ながら保健活動の報告書なんかを見ましても、死亡原因の第1位ががんであるということで、こ

れは市としても、先ほど話あったように早期発見、早期治療という部分で言われて取組をされてきているわけですが、どうしても患者さんとして、例えばがんを発症されている人方というのは高止まりになっているように私は報告書を見た中で感じました。

そこで、私は取組でありますけれども、がんの発症を少しでも遅らせるといった予防ということも必要なかと思うのですが、条例の中にも市民の責務を含めながら、がんに対する関係も項目としてありましたが、予防というのは難しさもあるのかと思いながら、そこで改めてお伺いしておきたいと思うのですが、市のがん対策推進条例第4条で市民の役割として予防及び積極的な検診受診に努めるということを規定もされているわけですが、検診の受診が早期発見につながっていく。1回目の質問での答弁の中でも、検診を通して早期発見でがんの方たちがおりますといったことで、それぞれがんの種類によって報告もいただいたのですが、ただどうしても現実的に、先ほども話したように予防は難しいのだと思いながら、ただできるならば予防対策というのをしっかりとやっていかなければいけないのかなと思うのですが、この予防対策ということについて、市としてどのような考えをされているのか、この辺りのお伺いをしておきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 がんの予防という面での対策につきましては、がんは種類が多くて、加齢に伴い罹患される確率も高いと言われておりますが、国立がん研究センターのホームページを閲覧いたしますと、発症に至るまでの考えられる要因としては、喫煙、飲酒、食物、栄養、感染など様々な要因があり得る疾病であると記載されております。予防に当たりましては、一般的な生活習慣病予防、これに努めていくといったことが大切であろうと考えてございますけれども、そのためにはまず受動喫煙を含めて煙を吸わない環境で生活していくということ。飲酒に当たっては、過度ではなく、適度な量と。また、バランスの取れた食生活ですとか、そういった一般的な生活習慣病予防が結果的にはがんの予防にもつながっていくということを考えておりますので、保健指導や栄養指導の際にもそういった注意喚起を図っているところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 注意喚起も含めて取り組んでいるということで、予防についても国立がん研究センターの取組を含めた答弁というか、説明をいただいたところであります。我々も普通の生活の中でどう生活をしていくのか、それによってある部分ではがんだけではない、いろいろな疾病も絡んでくるということも改めて自分自身も感じ取っているところであります。ただ、がんの場合はある日突然変異をして、がんが成長して発症していくといったこともまれにあるということで、まれにというのは、そういった形もあるということも聞いておりますので、そういったことを考えると予防は難しいと思っておりますが、ただ市としても、先ほど答弁もいただいておりますけれども、例えば中学2年生のピロリ菌検査、除菌、これについては検査助成事業ということでされていますし、そしてさらには

成人の方への胃がん検診のオプションとしてもピロリ菌の検査といったこともされているということもありました。さらには、小中学生のがん教育の実施もされておりますし、小学生から始まって、その後中学校の生徒たちにもということで始まっています。さらには、厚生労働省も今年4月1日あたりから勧奨し始めたのが子宮頸がん予防ワクチン接種の勧奨といったこともされております。こういったことが全てのがんの種類に対応しているわけではないけれども、そういった部分では少しずつやられているということは、私自身も改めて感じ取っております。

そこで、2番目に確認も含めてお聞かせいただきたいのですけれども、予防の関係で私今ほどお話をしました胃がん検診、要するに成人の方の胃がん検診のオプションでピロリ菌の検査があるのですけれども、実際砂川市の検診の中でこのオプションを使われている方たちの人数というのか、対象者の数というのか、その辺り分かっているのであれば聞かせていただければと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 胃がん検診におきまして、オプションでピロリ菌検査も可能という対応を図っておりますが、これは対がん協会で行う際の胃がん検診に限ってというのが現状でありますけれども、令和3年度の実績といたしましては、対がん協会の胃がん検診を受けられた方が549名いらっしゃいまして、そのうち33人の方がピロリ菌検査も受けていられるといった状況となっております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 胃がん検診受診者549人中、うちピロリ菌検査が33人、オプションとしているということで、恐らく胃がん検診受診者の人方全てがピロリ菌をまだ保持している、場合によっては除菌して、ありませんよといった部分では恐らく抑え切れないのかなと思うのですけれども、私ももう数年前に砂川市立病院でピロリ菌の検査してみませんかとお医者さんから言われて、しました。そうしたら、ピロリ菌がおりますから、除菌しましょうといったことで、ですからある程度の年齢になっても、自分自身がピロリ菌があるということは分からない部分だけでも、もしピロリ菌のあるかないかの検査自体はしていなければ、大いに活用してやっていただきたいということで、このピロリ菌検査33人が多いのか少ないのかはいろいろな諸条件も関わりがあるので、何とも言えないのかと思っておりますが、このように令和3年度においては33人がいるということでは確認させていただきました。

それで、次なのですけれども、このコロナ禍の中でのがん検診、先ほどから話聞いているように受診率が低下傾向にあるという答弁もいただいておりますので、であればがん検診の受診率を向上させる対策として、市としてどのような考えを持って取組をされているのか、この辺りを聞かせていただきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 各種がん検診につきましては、特定健診と同一日程で行う集団健診のほか、市内の医療機関で個別健診も受けることができるということの周知ですとか、また女性限定の形になりますけれども、札幌と旭川の健診センターにそれぞれ年1回バスツアーを行うなど、様々な受診機会があるといったことを周知させていただいているところであります。

また、これによって健康ポイント事業のポイントにもなっております。そういったことの広報にも努めておりますし、今後例えばご協力いただける事業所があれば、あった場合ですが、連携協定の締結によってがん検診をはじめとした検診事業の大切さについても、そういったご協力を得ながらPRに努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 取組について聞かせていただきました。

その中で、女性のためのがんの関係で、年3回、5月と10月と11月だったかな、札幌、旭川方面ということでバスツアーをされているということと、それ以外にも実施されているということで、その関係でせっかく答弁をいただいたので聞かせていただきたいのですが、女性のためのがん検診推進事業、部長からお話があったように、これはクーポンの利用における検診なのですけれども、保健活動の中の資料を見させていただくと、どうもこのクーポンを利用して検診を受ける女性の方たちの利用率が減少傾向と私は見させていただいたのです。全体的には、クーポンはあるのだけれども、そんなに多く、多くというか、多少しか使われていないような感じと受け止めました。せっかくのクーポンですから、がん検診を受けてほしいと思うのですけれども、ただそういう状況ではないのかと思っているのです。この減少傾向が見られる、何が原因というか要因なのか、これについて市として受け止めている部分があるのだったら聞かせていただければと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 女性のがん早期発見のためにクーポンを配付することで受診勧奨を行っているのですが、現実として利用率としてはあまり高くないという点ではご指摘のとおりかと存じますが、その少ない要因として市では、推測になりますけれども、例えば自覚症状が乏しいということから大丈夫であろうという自己判断をなさってられるようなケースや、女性の働き盛りの世代でもございますので、就労や子育てなどでなかなか時間が取れない、そういった時間の確保が困難なケース、あるいは婦人科に通院されるというときに当たっては、市内や近隣ではない札幌等の専門家医のところに受診されるというケースもあろうかと思っておりますし、検診自体に痛みが伴うということの懸念、そういったことも考えられると思っております。これらの要因をクリアしていくことは非常に難しいとは思っておりますけれども、現実的に発症されている例がございますので、早期発見に向けて引き続き啓発活動に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 女性のためのがん検診推進事業、クーポン利用についてということで、減少傾向でその要因はということで答弁をいただいたところであります。確かに女性の方とか、私なんか家内にも聞いてみると、婦人科の関係は女性特有の部分で勇気が要る部分があったりとか、最初の取っかかりが難しいところがあるよねというのは聞いたこともありますし、耳にしているところであります。

そこで、これはお話だけさせていただきますけれども、女性のためのがん検診推進事業のことではないのですが、私も二月か三月に1回は病院に通院していろいろ検査とかします。1年に1回、内視鏡検査、エコー検査、MRI検査を定期的にします。その間血液検査もするのですけれども、内視鏡検査をしに行ったときに、待合室で待っているとなぜか女性の方が多いのです。なぜ女性多いのだろう。検査をしに来る女性の方が多。ふと思ったら、そこは内視鏡検査をする技師が専門にいるものだから、そうすると女性の方が技師でいるのです。あっと思ったのが、女性同士で安心感を与えてくれているのだろうと私は感じ取りました。こういったことというのは、特に婦人科の関係も含めたら、確かにその専門のお医者さん方、婦人科の先生方、女性の方もいらっしゃると思うのですけれども、そういった配慮のできる場所での検査があれば、そういったことに少し力を入れていってもいいのかと、私は内視鏡検査を通しながら経験をさせていただきました。そういったことも頭の隅に入れていただきながら、一人でも多くの皆さんに検診をして、早期発見、そして早期治療につながるような努力をしていただきたいと思います。

それで、続いてなのですけれども、私も先ほどお話をさせていただきました。がん予防が期待される施策の一つとして、子宮頸がんについてのワクチンの接種が考えられると。砂川市の保健活動計画の中にも載っていますし、さらには1ページ目の令和4年度の保健活動重点事項及び新規事業といったところでも、裏面になりますが、子宮頸がん予防ワクチン、HPVといったことでの積極的勧奨再開ということと、残念ながら副反応によって国も一時勧奨をするのを取りやめた部分があって、その間にワクチン接種をできなかった方の配慮なのかな、キャッチアップ接種対象者勧奨といったことも言われております。

そこで、国の経過として副反応の懸念から積極的勧奨が見送られた、先ほど話したようにあったけれども、現在市としてこの子宮頸がんワクチン接種についての取組、どのようにされているのか、この辺りを聞かせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず1点、先ほど私ご答弁申し上げた中で1か所修正させていただきましたけれども、女性のためのバスツアー健診、札幌、旭川1回ずつと申し上げましたが、議員ご指摘のとおり3回ありまして、札幌2回、旭川1回でございます。申し訳ございません。

ご質問の子宮頸がんワクチンについての取組でございますけれども、国では安全性について特段の懸念が認められないことが確認されまして、接種による有効性は副反応のリス

クを上回るといった判断が昨年11月に出されたところでございます。当市といたしまして、その国の判断に基づき、いわば勧奨の差し控えを終了して、それ以降については小学校6年生から高校1年生までの女子の児童生徒を対象とした個別勧奨を再開しておりますし、先ほどご指摘ありましたが、接種の機会を逃された17歳から25歳の女性の方に対してのキャッチアップ接種ということで、これは令和6年度末まで機会の提供をさせていただきます。さらに、いわばこの勧奨を控えていた期間に自費で任意接種された方についての償還払いといった対応を図っております。なお、個別勧奨に当たっては、それぞれワクチンの有効性と副反応について、そのリスクを十分にご理解いただいた上でご判断いただけるような、そういった周知に努めているところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 国でも勧奨を進めているといったことでの取組ということで聞かせていただきました。

そこで、過去の副反応が強過ぎて、国も、厚生労働省も勧奨を一時取りやめたといったことから、今回は改めて令和4年4月から積極的に勧奨を進めようということで、ただそのときに、これはホームページにも載っていますけれども、恐らく個別で接種について勧奨を進めるに当たっても、一番心配なのは副反応と言われる予防ワクチン接種後にいろいろな症状が出たとき、症状が生じたときの相談対応、相談窓口といったことで、これはもちろん北海道でも相談窓口が用意されていますし、国あるいは市町村の相談窓口、そして協力医療機関、あとは救済制度といったことで大きくこのような形で対応も進めているということで、医療機関については道内では2か所、札幌医科大学附属病院のリハビリテーション科と北海道大学病院のHPVワクチン副反応支援センターというところが大きく2つ、私は砂川市立病院が入っているのかと思ったのですが、国のホームページを見ても載っていなかったもので、こういった部分が今回万が一副反応として出たときの対応も含めたことがあるわけですが、こういったことも市としては国の勧奨を進めているところでありまして、こういった相談の体制も含めて、個別接種をされる対象の小学校6年生から高校1年生の児童生徒の子供たちにも相談の窓口も含めてありますよといったことは、市として取組としてはやられているのか、もしくはこれは国のことなので、国と道でやっていますよということなのか、確認として聞かせていただきたいと思うのです。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 予防接種に関しましては、市町村が、自治体が行っていかなければならない接種というものについては、もちろん国、道の相談機関もございますけれども、市としての責務がございますので、そういったワクチンの接種で気がかりな点がございましたら、その点についてはふれあいセンターにもご相談くださいという形での勧奨をさせていただいているところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、(2)については今答弁をいただいたところで終わりたいと思います。

続いて、(3)健康づくりの見える化ということで、まさに前段でお話をしましたけれども、旭川の近くの旭川空港がある東神楽町がまさに健康づくりの見える化ということで積極的に取り組んでいるということで聞かせて、見させていただいたところであります。私も視察をさせていただきましたので、若干東神楽町の取組をお話をさせていただくと、東神楽町は官民一体で実施していくためにひがしかぐら健康くらぶというのを設置されて、またこれは体組成計とかそういう機械の製造、販売で有名なメーカーでタニタさんという会社があるのですけれども、との連携協定もされて、このひがしかぐら健康くらぶは住民から年間1,000円をいただいて会員登録をして、タニタの活動量計を使用して1日の総消費カロリーや歩数を計測して、町内に5か所ある、役場だとか体育館含め、あとまちづくり公民館のようなところもそうなのですけれども、健康の駅という名称を使って体組成計により体の変化を計測しております。私も役場に行くと、入り口にありました。さらに奥に行くと、きちんと健康の駅という看板がついておりまして、私もせっかくだから測っていきませんかと保健師の担当の方に勧められてしてきましたけれども、このデータをポータルサイトに送信できるようになって、要はパソコンとかスマートフォンで変化を確認して健康管理に役立っているということで、何のことはないです。活動量計をぽんと送信する機械の上に載せるだけで、全てもうデータが集まってしまうといったことで、個人それぞれのデータ、健康管理に関わるものが使われている。さらには、健康セミナー、町民の皆さんに健康づくりへの参加を促すセミナーだとか、活動量計を使ったウォーキングラリーなど、各種イベントを開催しているところであります。見える化だけではなくて、見える化をするためには町民の皆さんにもふだんどおり参加してください、それによって健康づくりを自ら実感して取り組んでくださいといったことを言われているのかということで、私も視察をさせていただいたときに感じ取ったところであります。

そこで、砂川市も砂川市なりに見える化ということの取組をしておりますけれども、特に健診結果説明会においてされているとお聞きしていますので、であれば健診結果説明会に参加されている皆さんからこの見える化についての感想とか反響あれば、まずこの点を聞かせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 健診結果説明会におきましては、経年の数値、またそういった変化をグラフで表示するというので、それについてはそのデータの意味も含めて、非常に分かりやすくということでご好評いただいているところでありますし、それを起点としまして、受診された方ご本人が日々血圧や体重の記録もしていただければ、それで習慣化されていくという点で、実際に取り入れて説明会等に持参される方も増えてき

ているという状況がございますし、食生活改善協議会におかれましては、説明会の際にブースを設けていただいて、塩分の取り過ぎなど注意喚起を図っていただいております。非常に分かりやすい展示で、こちらについても非常に好評を得ているものと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 見える化について、私も食生活改善推進協議会の委員でもありますので、健診結果説明会では塩分についてのお話をしたり取組について聞かせていただいた一人でもございます。

それで、続いてなのですけれども、東神楽町、決して砂川市と同じというわけにはなりませんけれども、東神楽町が先ほどお話しのように、取組はいろいろな部分でしっかりとやられているということで、この東神楽町のやり方の見える化は、これを通して健康づくりをより一層身近に感じてもらえる可能性があるとは私は受け止めてきたのですけれども、であれば市としてこういった東神楽の取組についてどのような考え方、受け止め方をされているのか聞かせていただければと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 非常に先進的に取り組んでいられるまち、例えばイベント開催、コロナ禍でありますので、行政サイドから積極的にといったことは難しいと思えますけれども、非常に学ばせていただける点については、今後とも調査研究させていただきたいと思えますし、例えば当市においては、今年度みまもりんご体操砂川音頭バージョンという形でスポーツ振興課の地域おこし協力隊の協力を得て、そういった動画配信という形の見える化にも取り組んでいるところでありまして、今後とも庁内連携、関係団体のご協力をいただきながら見える化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 もう時間がないので最後に、東神楽町もそうですけれども、体の見える化をされております。また、神奈川県内の自治体の中でも健康度の見える化コーナーといったことも実施されております。

そこで、私は体組成計や血圧計などのいろいろな機器を含めて、ふれあいセンターにも古いのはあるのですけれども、できたら私は市役所1階のロビーに設置して、多くの市民の皆さんがそこに来て気軽に利用して、自分の体の見える化といったことをやっていっていいのではないかと。自分自身の体を知っていくということで必要なのかと思うのですが、その考え方も聞かせていただきたいと思います。

それと1点、ふれあいセンターにある体組成計、立派なのですけれども、かれこれ十二、三年以上たっているのです、そろそろ新しい機械にしてはいかがかと思うのですが、そのことについて聞かせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 庁舎の一部に健康測定器具を置いてというご提案を今いただきました。いろいろと考えさせていただかなければならない点がきっとあろうかと思えます。具体的にどういった器具があり得るのか、どれぐらいのスペースになるのか、その管理はどうなるのか。自由に測定いただくことで、結果的に健康づくりにつながっていくかという、そういった観点を検討させていただいた上で実施の有無というものは考えさせていただければということで、現時点においては課題とさせていただければと存じます。

また、ふれあいセンターの現状の体組成計については、確かに老朽もあるのですが、まだ壊れてもいないという点もございますので、それについては所管部署、私含めて協議してまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 一般質問は全て終了いたしました。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第2 議案第2号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第2号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 私から議案第2号及び議案第10号についてご説明を申し上げます。

議案第2号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について申し上げますが、公職選挙法施行令において規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準額に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方により、3年に1度の参議院議員通常選挙の年に基準額の見直しについて検討されますが、令和元年10月に消費税が8%から10%へ増税されたことを踏まえ、今年4月に国政選挙における選挙運動用自動車の使用等に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、これに準じ関係条例を改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第2号附属説明資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続の定めであり、第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改めるものであります。

第5条の4は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続の定めであり、同条中「7円51銭」を「7円73銭」に改めるものであります。

第8条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続の定めであり、同条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「14万9,266円」を「17万7,701円」に改めるものであります。

続きまして、7ページ、議案第2号附属説明資料ナンバー2、公費負担限度額改正の概要でご説明申し上げます。なお、表の構成につきましては、左から関係条文、改正項目、現行の限度額、改正後の限度額、引上げ額となっております。

第4条第2号アは、自動車の一般運送以外の借入れ契約について、限度額を1万5,800円から1万6,100円へ300円引き上げ、第4条第2号イは、自動車の燃料供給の契約について、限度額を7,560円から7,700円へ140円引き上げるものであります。

第2条及び第4条第1号の自動車一般運送契約並びに第4条第2号ウの運転手の雇用契約については、国の改正がないため据え置くものであります。

第5条の4は、ビラ作成の印刷費の単価について、7円51銭から7円73銭へ22銭引き上げるものであります。

第8条は、ポスターの作成について、印刷に係る紙代等である流動経費の単価を525円6銭から541円31銭へ16円25銭引き上げ、企画料、デザイン料、スチール撮影料である固定経費の単価を14万9,266円から17万7,701円へ2万8,435

円引き上げるものであり、この改正により市内のポスター掲示場を104か所とした場合の1枚当たりの単価は1,961円から2,250円となり、289円引上げとなるものであります。

なお、これらの限度額の設定については、本市では当該条例の設定時よりポスター作成の固定経費以外は国に基準に準拠の上、定めているものであり、独自の単価でポスター作成の固定経費についても公営単価の改正趣旨を踏まえ、消費税率の2%引上げ相当分及び人件費の上昇率を加算して算定したところであります。

次に、5ページにお戻りいただきたいと存じます。附則の第1項として、この条例は、公布の日から施行するものであり、第2項としてこの条例による改正後の砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものであります。

なお、9ページから10ページにかけて参考資料といたしまして、道内の34市における当該条例の改正状況を記載しておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市役所庁舎建設事業の終了に伴い、砂川市庁舎整備基金を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市基金条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第10号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、設置の定めであり、第10号を削り、第11号を第10号とするものであります。

別表第3条及び第6条関係は、基金の名称、積み立てる収入又は基金の額、処分できる場合を定めており、5ページを御覧願います。別表中砂川市庁舎整備基金の項を削るものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、令和5年3月31日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の砂川市基金条例第2条第10項に規定する砂川市庁舎整備基金に属している現金は、この条例の施行の日において砂川市一般会計に編入するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 私から議案第3号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、個人番号カードを利用することにより、多機能端末機からの印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について若干申し上げますが、本市では令和5年1月10日から開始予定の住民票等のコンビニ交付サービスでの印鑑登録証明書の交付において、設置された多機能端末機で利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カードを使用し、暗証番号等を自ら入力することにより申請し、交付を受けることができるようにするため改正するものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容につきましては3ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第14条の次に次の1条を加えるもので、第14条の2は多機能端末機による印鑑登録の証明の定めであり、「第14条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものに限る。）に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。」を加えるものであります。

第15条は、印鑑登録証明書の拒否の定めであり、第15条中「前条第1項」を「第14条第1項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和5年1月10日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君（登壇） 私から議案第11号 砂川市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。砂川市立中学校の統合に伴い、砂川市立石山中学校を閉校することから、砂川市立学校設置条例等の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市立学校設置条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第11号附属説明資料の新

旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市立学校設置条例の一部改正であり、別表第2（第3条関係）中石山中学校の項を削るものであります。

第2条は、砂川市立学校施設使用条例の一部改正であり、第2条の表中石山中学校の項を削るものであります。

次ページになります。附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第10号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第11号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第15号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第15号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の2件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 議案第15号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、職員の不祥事に対する管理監督責任を取り、市長及び副市長の給料月額

を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

附則に1項を加えるものであり、附則第23項を第3条第1項各号の規定にかかわらず、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に限り、給料月額及び退職手当の計算の基礎となる給料月額は、次のとおりとする。

第1号、市長、月額71万9,100円。

第2号、副市長、月額57万6,900円と定めるものであります。

附則として、この条例は、令和5年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 令和4年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第8号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億9,768万9,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は本補正による臨時事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、市税等歳入欠陥補填金456万3,000円の補正は、市職員による市税等の横領事案について、着服により未収入となっている方に影響が生じないよう、当該金額を補填金として補正計上し、着服により歳入欠陥となっている市税等に充当するものであり、その財源を弁済金とし、元職員に請求するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。21款諸収入で456万3,000円の補正は、市税等歳入欠陥補填金弁済金であります。元職員は着服した市税等の全額を返済する意向は示しているものの、一括返済はできないとのことであり、具体的な返済及び返済計画の合意には至っていないことから、今後は刑事告訴のほか、確実に全額を回収するため民事訴訟により損害賠償請求を行うこととなります。

以上が歳入であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第15号の質疑に入ります。
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
続いて、議案第15号の討論に入ります。
討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより議案第15号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第14号の質疑に入ります。
質疑ありませんでしょうか。

武田真議員。

○武田 真議員（登壇） それでは、議案第14号 令和4年度砂川市一般会計補正予算について、2点ほど伺います。

1点目は、歳出予算についてでありますけれども、補填金の内訳について伺います。

2点目としては、歳入予算については市税等歳入欠陥補填金弁済金についてであります
が、これは非常に特殊な歳入でありますけれども、年度内に確実に歳入として見込めるの
かどうかという理解でいいのか。確実に歳入として見込めるという理解でいいのかの2点
について、第1回目の質疑といたします。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 2点ほど質疑をいただきましたので、順次ご答弁申
し上げます。

1点目の補填金の内訳につきましては、個人30人、延べ148件及び法人4事業所、
延べ38件であります。

次に、2点目の弁済金について、年度内に確実に歳入として見込めるのかとのことであ
りますが、横領した金額の返済について、市としては早急に一括返済をするよう求めてお
りますが、元職員は全額を返済する意向を示しているものの、一括での返済はできないと
のことであり、具体的には返済及び返済計画の合意には至っていないところであります。
そのため、年度内の納入は難しく、一定期間はかかるものと考えておりますが、確実に全
額回収するため現在顧問弁護士に相談の上、損害賠償請求を行う準備を進めているところ
であります。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 1点目については分かりました。

2点目としては、予算として計上された以上、確実に見込めるものと私は理解したいのですけれども、それは確実に見込めるという理解で、再度確認ということで伺います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 1回目の答弁と重複いたしますけれども、年度内の納入は難しく、一定期間はかかると思っておりますけれども、今後確実に全額回収してまいるということと考えております。

○議長 水島美喜子君 他にご発言はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第14号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 報告第2号 監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第4、報告第2号 監査報告、報告第3号 例月出納検査報告の2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 報告第2号の監査報告についての質疑を行いたいと思います。

ぜひ皆さんにも見ていただきたいのですが、ページが振っていないので、表紙から5枚をめくっていただいて、ページをぜひ振ってほしいのですけれども、それで市民部税務課の関係です。その職員の不祥事についてという監査報告があります。

この監査報告を読んでいくと、定期監査時に市税等の横領が発覚したことは、誠に遺憾であるというところから始まって、今後、現金領収書の管理を所属長が行うこととしと書いてあるのです。これもしていなかったのかということです。

それから、その次は、未使用及び使用中の現金領収書は常時点検、精査及び検査を行う

など、再発防止対策を講じることと書かれています。現金の領収書の常時点検も精査も検査も行っていなかったということですよ。一体これはどういうことなのだろうと、この監査報告を見て。

今までいろいろな場面で今回の不祥事のことについては、今後二度と起こらないような、あるいはその経過の報告等も受けていましたけれども、ここまでの報告というのは受けていなかったですよ。それで、昨日の武田議員の一般質問の答弁等を踏まえても、このようなことが二度と起こらないで済むのだろうか。この砂川市は、本当にそうなのだろうかということをお自分で確認できるほどの答弁ではなかったように私は思っています。困ります、こんなことでは。今後二度とこのようなことがないようにするためには、犯行を発見した監査委員にお伺いするのが一番かと思うのです。

まず、お伺いするのが、監査委員はどうやってこの事案について見つけれられたのかを、お伺いをいたします。

○議長 水島美喜子君 監査委員。

○監査委員 栗井久司君（登壇） 報告第2号 監査報告のうち市民部税務課の定期監査時における職員の横領についてでございますが、市民部税務課の定期監査は、去る10月26日、27日の2日間、砂川市監査基準に基づきまして、令和3年度の財務監査を中心に定期監査を実施したところでございます。

2日目の27日に税務課から提出されました公文書の中から現金領収書引継簿という資料を監査いたしました。現金領収書というのは、1冊が50件の徴収業務に使用できるもので、1件が3連の複写式になってございます。1枚目が原課の税務課の控えでございまして、2枚目が納めていただいた市民の方への領収書、3枚目が原符といひまして、徴収した金額と一緒に会計課へ収納すると。会計課へ引き継がれるわけです。会計課へ引き継ぎますと、大きな赤いスタンプで何月何日収納済みというのが1枚目にぼんと押されまして、それが税務課に戻ってくるわけですから。今回現金領収書引継簿を見ますと、徴収業務を行っている職員4名のうち3名が1人1冊の現金領収書を保有して使用しておりました。今回不祥事を起こした職員は3冊の現金領収書を保有していたものですから、これは明らかに現金領収書の取扱いが不適切に行われていると判断いたしまして、通常であります職員から直接聞き取り調査をするところでございますが、今回は明らかに不適切な現金領収の取扱いをしていると判断いたしまして、税務課長に監査事務局に来ていただきまして、不適切な現金領収書の取扱いでございますので、至急担当者から現金領収書を回収し、監査委員に見せるようにと、そういう指示を出しました。税務課長から見せていただきました現金領収書は、2枚目の領収書がことごとくなくて、3枚目の会計課に引き継ぐ原符が残ってございましたので、当然会計課に引き継がれておりませんので、1枚目には収納済みの赤いスタンプは押されておられません。これを見たときに私は、公金の横領があったと判断いたしまして、時計を見ますと午前11時を回っておりましたので、この日2日目の2

7日は午前11時30分から市民部税務課の監査講評を行う予定でございましたので、急遽市民部税務課の監査講評は中止、延期といたしまして、直ちに副市長に事の次第を説明し、公金の横領があったという報告をしたところでございます。

なお、市民部税務課の監査講評の中止、延期としたものにつきましては、土日を挟んでおりましたので、翌週の11月1日と。それから、不祥事を起こした職員の調査結果報告を受けた11月25日の2回、監査講評をいたしました。通常、監査講評というのは係長職以上の出席を求めて行うわけでございますが、今回は現金領収書の取扱いが不適切だったことと公金横領ということでございましたので、管理職である課長と部長の2名の出席を求めて監査講評を行いました。

通常、監査講評というのは、口頭による指導という形を取っているわけでございますが、今回は2回とも文書による文書指導といたしました。1回目の11月1日は、現金領収書の取扱いについて、用品会計から一遍にまとめて10冊ほど現金領収書を購入しているわけでございますが、今後はこの未使用の現金領収書は全て管理職である税務課長が保管、管理し、徴収業務に従事する職員が1人1冊の交付、使用としていることと、50件の徴収業務が終わり次第、中身を精査、検査して会計課へ引き継ぎ、徴収業務の職員が新たな現金領収書1冊を交付すること。

それから、11月25日の2回目につきましては、定期監査時に公金横領が発覚したことは誠に遺憾であると。今後は、このようなことがないように再発防止対策を講じるよう文書指導したところでございます。

報告第2号には5行ほどでまとめて記載してございますが、詳細については以上でございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 詳細については、今監査委員からお話を伺って分かりました。先ほども言ったとおり、今議会で一般質問もあり、答弁もありだったわけですがけれども、今後二度とこういう事件が起こらないようなことという意味でいえば、しっかりやっていただきたいと思うのですけれども、今の監査委員の意見をお伺いしても、そんな難しい話ではなかったのだろう。普通だったら当たり前のことだったのだろうということが、いつの間にかそうでなかったということなのだろうと思うのです。

昨日の答弁の中でも、この公金横領事件ということに関して総務部長は、稚拙で短絡的な方法で横領したと答弁されています。副市長は何て答弁されているかというと、単純な犯行だったと答弁されているのです。逆に言えば、稚拙で短絡的で単純な犯行も現場では2年近くも分からなかったということのあかしですよね。この点は、執行部としてはしっかりと対応していただきたいと思います。

そういう意味からいうと、議会からも推薦で監査委員さんを送っています。この監査委員さんたちの定期監査で見つけてもらえなかったら、被害はもっと膨らんでいたかもしれ

ないと思うのです。2年近くもたってしまいましたけれども、ここで見つけてもらってよかったですと思っているのですけれども、具体的に2回目、もう一つだけ質問させていただくのですが、先ほどの答弁で令和3年度分の財務監査で見つけたというお話がありました。令和3年度の決算、もう既に認定してしまっているのですけれども、この決算への影響については、監査委員としてはどのように思われているのかをお伺いします。

○議長 水島美喜子君 監査委員。

○監査委員 栗井久司君 定期監査を行う前に、定期監査資料として7項目の資料を提出していただいております。この7項目のうちの6番目に、定期監査資料の6として、今抱えている問題点と、その問題を解決するための対策についてという項目がございます。税務課の1日目の26日に、税務課長から監査を受ける前に説明があるわけですが、この定期監査資料の6の現在抱えている問題点として、令和3年度の一般会計、それから特別会計、それぞれの収納率の報告がございました。いずれも令和2年度と対前年度を比較いたしますと、令和3年度はことごとく収納率が下がっております。その対策として、今後は滞納者への徴収に力を入れていきたいと。それには、恐らく現金領収書が使われるのだろうと思うのですが、戸別訪問だとか夜間徴収だとか、税の公平性の観点から滞納整理に力を入れて収納率の向上を図りたいという説明と報告を受けたわけですが、そのときに私から、特別会計の後期高齢者、これは毎年ずっと収納率が100%だったのです、5年ほどずっと。なのに、令和3年度が100を切って99%だったものですから、なぜかという質問をさせていただきました。税務課長からは、後期高齢者は基礎年金から引き去るわけですので、特別徴収ということなのですが、令和3年度は1件だけ、21万3,900円だったと思うのですが、所得が上がったので、その分普通徴収になったと。けれども、残念ながらこの方が納めていただかなかった、未納だったために99%になったという説明を受けたわけですが、ところが、今回不祥事を起こした職員の方の現金領収書を見ますと、この後期高齢者の21万3,900円が徴収されていた、納められていたわけですが、したがって、この不祥事といいますか、公金横領がなければ、引き続き後期高齢者収納率が100%だったわけですが、他の450万円を超えている横領でございますが、一般会計だとかその他の特別会計の収納率もそれぞれ上がっていたと思われまので、監査委員といたしましては少なからずそのような影響があったと認識しているわけでございます。

総じて監査委員といたしましては、定期監査時に横領が発覚したことは誠に遺憾であるということをご報告第2号にも記載させて、監査報告とさせていただいたところでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号及び第3号を終わります。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これで日程の全てを終了いたしました。

令和4年第4回砂川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月7日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員